

千葉市気候危機行動キャンペーン普及啓発動画作成業務委託仕様書

1 目的

千葉市気候危機行動キャンペーン普及啓発動画作成業務委託(以下「業務」という)は、令和2年11月20日に千葉市が「気候危機行動宣言」を発出したことに伴い、気候危機の意識を共有し、個々のライフスタイルに応じて、住民が参加しやすい、温暖化対策に効果のある取組みの推進等についての普及啓発動画を作成し、市内の駅等にあるデジタルサイネージに掲載することで、住民の意識改革、さらには自発的な取組みの拡大・定着につなげることを目的とする。

2 契約期間

契約締結の翌日～令和4年2月15日(火)

3 履行場所

千葉市環境局環境保全部環境保全課及び発注者が別途指定する場所

4 委託内容

(1) 業務概要

市民が気候危機への意識を共有し、個々のライフスタイル等に応じた温暖化対策に効果的かつ参加しやすい取組みの推進等についての普及啓発動画を作成するとともに、デジタルサイネージに掲載して啓発を実施する。

(2) 動画作成

動画の作成にあたっては、以下の事項を遵守するとともに、次項に示す動画掲載場所及び期間を事前に確認し、動画掲載場所において掲載可能な仕様であるかどうか、事前に十分な確認を行うこと。

ア 映像時間

15秒程度 ※動画掲載場所において、掲載可能な時間とすること

イ 内容、構成等について

動画は、夏用及び冬用の2種類の内容を作成することとする。また、それぞれについて縦向き・横向きの2種類を作成することとし、動画掲載場所において掲載可能な仕様とすること。ただし、縦向きと横向きの動画については、レイアウトのみの変更でよい。

なお、夏用の動画は8月から10月の期間で掲載可能な内容とし、冬用の動画は11月から1月の期間で掲載可能な内容とすること。

また、動画の作成に関しては以下の事項を遵守すること。

① 掲載時期に適した内容であり、全ての動画に統一感を持たせるものとする。

- ② 「気候危機の意識の共有」につながるものとする。
- ③ 「温暖化対策に資する行動変容」を促すものとする。
- ③ 駅利用者の幅広い層に対して短時間で内容が伝わるよう、キャッチフレーズやデザインは分かりやすいものとする。

ウ 校正業務

全ての動画について校了まで最低3回校正できることとする。

(3) 動画掲載業務

動画掲載にあたっては、以下の事項を遵守するとともに、掲載手続きの全てを受注者が実施することとする。なお、デジタルサイネージの掲載に係る費用についても業務委託料に含める。

ア 動画掲載場所及び掲載期間

以下の各駅において、令和3年8月から同年10月までの期間において夏用の動画を計2回掲載することとし、令和3年11月から令和4年1月までの期間において・冬用の動画を計2回掲載することとする。ただし、掲載期間は必ずしも連続する必要はない。

駅名	掲載回数（1カ月単位）	
	夏用	冬用
J R 千葉駅	2回	2回
J R 海浜幕張駅	2回	2回
J R 蘇我駅	2回	2回
J R 稲毛海岸駅	2回	2回
J R 西千葉駅	2回	2回
J R 稲毛駅	2回	2回
J R 幕張本郷駅	2回	2回

動画掲載場所及び掲載回数

(4) 留意事項

- ① 出演者の広報等、営利活動と思われる行為は認めない。
- ② アニメーションを制作する場合は、制作する動画に統一性をもたせること。
- ③ 動画は継続的に使用できるものとする。
- ④ 動画を掲載した際は、動画が掲載されている写真を撮影して、発注者に報告すること。なお、撮影は全ての掲載場所において実施することとし、1回の掲載につき、1回以上撮影することとする。

5 成果品

【令和4年2月15日まで】

○事業実施報告書

1部

- 各種制作データ 1式
- その他発注者が必要と認めるもの 1式

6 その他運営上の要件

(1) 契約後の業務

プロポーザルは、受注者の特定を目的に実施するものであり、契約後14日以内に作業計画書を作成し、発注者に提出すること。

(2) 情報の提供

発注者は契約締結後、必要に応じてデータ等を受注者に開示できるものとし、受注者はこれを活用できるものとする。

7 権利関係

(1) 本業務による成果物の取り扱い

ア 納品された作品の著作権及び使用権は、成果物の引き渡しと同時に発注者に帰属するものとし、無断で公表、譲渡、貸与または使用してはならない。

イ 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権及びその他の権利を利用する場合には、受注者が使用に関する一切の責任、費用負担を行うものとする。ただし、発注者がその方法を指定した場合はその限りではない。

8 注意点

- (1) 企画・作成にあたっては、発注者と協議のうえ行うこと。
- (2) 企画の趣旨を十分に理解し、ビジュアルに配慮しながら、わかりやすい内容とすること。
- (3) 市内の公共施設等への掲出が可能なものとする。
- (4) 検討の内容は、第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- (5) 本委託の履行にあたり収集したデータ等一式は全て発注者に帰属する。このため、納入物件引渡し時には、紙媒体及び電子媒体の全てのデータ等を発注者に提出するものとする。

9 その他

- (1) 受注者は発注者の担当者から業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。

- (2) 本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並びに本仕様書に明記していない事項が発生したときは、その都度発注者と協議の上、決定する。
- (3) 受注者は、成果物提出後であっても、その成果物に不備が発見されたときは、速やかに受注者の費用負担により修正することとする。
- (4) 受注者は、本業務委託完了後であっても、本業務委託契約の範囲内における発注者の問い合わせ等に応じることとする。